

埼玉県南児童相談所一時保護所 御中

埼玉県南児童相談所一時保護所第三者評価  
報告書  
(令和5年度)

令和6年3月25日  
一般社団法人 アスラサポート



## 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>I &lt;概要&gt;</b> .....        | 2  |
| 1. 目的                            |    |
| 2. 評価方法                          |    |
| 3. 評価の方法                         |    |
| <b>II &lt;報告&gt;</b> .....       | 3  |
| 総評                               |    |
| 各評価                              |    |
| 第1部 子ども本位の養育・支援.....             | 4  |
| 第2部 一時保護の環境及び体制整備.....           | 6  |
| 第3部 一時保護の運営.....                 | 8  |
| 第4部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント..... | 10 |
| 第5部 一時保護の開始及び解除手続き.....          | 11 |
| <b>III &lt;判断基準一覧&gt;</b> .....  | 12 |

## I <概要>

### 1. 目的

児童相談所が行う一時保護において、公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することを通じて、透明性の確保及び「一時保護中の子どもの権利擁護」と「一時保護所運営の質の向上」を図ることを目的として一般社団法人アスラサポートが実施した

### 2. 評価方法

埼玉県指定の「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引(案)」に基づき以下の方法で実施した

#### (1) 各所アンケート(2/6～2/27)

##### ① 自己評価アンケート(職員 25 名)

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を実施し、評価機関が集計・分析を行った

##### ② 子どもアンケート(アンケート 21 名、ヒアリング 3 名)

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中の子どもに対してアンケート・ヒアリングを実施し、評価機関が集計・分析を行った

#### (2) 事前準備資料(2/7～2/19)

評価に必要と思われる以下の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要(福祉行政報告例・定期監査資料)、組織図、業務分掌表、平面図、事業計画(行事計画・研修計画等)、子どもに対する説明資料(権利ノート、しおり、日課表、学習時間割表、献立表等)、マニュアル、シフト 等

#### (3) 実地調査(2/27)

##### ① 施設見学

##### ② ヒアリング 7名

所長、担当部長、担当課長、児童指導員、保育士、心理士、看護師

##### ③ 書類調査

児童に関する記録、職員に関する記録、各会議録、各計画書、各報告書 等

##### ④ 子どもヒアリング 3 名(当日、協力に応じてくれた子ども)

#### (4) 報告会(3/25)

参加者 施設:3名 所長、副所長、担当部長

評価機関:2名 評価者2名

#### (5) 埼玉県へ報告書提出(3/28)

### 3. 評価のつけ方

#### (1) 評価方法

① 一時保護所職員自己評価、児童アンケート、各書類、ヒアリング、施設見学等を総合的に評価する。

② 判断基準の評価は○、△、×で評価する。

③ 各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行う。

| 評価ランク | 評価基準  |
|-------|---|
| s     | 優れた取組みが実施されている<br>他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態 |
| a     | 適切に実施されている<br>よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  |
| b     | やや適切さにかける<br>「a」に向けた取組みの余地がある状態                 |
| c     | 適切ではない、または実施されていない<br>「b」以上の取組みとなることを期待する状態     |

## Ⅱ <報告>

### 総評

#### <優れている点>

##### 1. 主体性のある職員と進取性のある施設

それぞれの職員が主体性を持ち、それぞれの職種においてリーダーシップが図られ組織として子どもの擁護に最善を尽くしています

法改正にあたっては県の取り組みとしてのアドボカシーは埼玉県の子童相談所の先駆を走り導入しただけでなく十分に活用され子どもの声を聴き支援にあたっていました

より良い取り組みをされている施設があれば他県にも赴き子どもたちの擁護のため積極的に学ぶ姿勢がみられます

所長自ら方向性を打ち出し職員と共に、社会情勢の変化や一時保護所として求められていることに努めている姿勢が施設全体から見受けられます

##### 2. 子どもの権利擁護と職員の子ども一人ひとりへ向けた支援

子ども達の声を拾上げ職員は真摯に子どもと向き合おうと努めています

一つ一つ丁寧に説明し「できること」「できないこと」など愛着形成を大切にしながら理解できるように対峙する姿があります

近々には新たに「こども会議」を導入し子どもが共通の問題や関心事について意見を言う話を聞く折り返しをつけるなどの経験を積めるよう準備しています

##### 3. 職員・専門職の協働した支援

施設には心理士が配置され特性を持つ子どもや自己肯定感が低い子どもの入所が増加している中、各専門職が綿密に協働して支援を行っています

心理士は専門分野から職員をサポートし子ども一人ひとりの安定を保つよう努めています

特性を持つ子どもが怒りやイライラの負の感情を受け入れつつ別の行動をするように促し、不適応な行動を回避できるよう年齢や理解に応じた視覚ツールを活用しアンガーマネジメントを自らが行えるなどサポートしています

#### <改善を期待する点・提案 一時保護所>

##### 1. 全体を通して一人ひとりの子どもの現在を受止め未来を見出していきたいと強く感じる施設です

職員の評価では a 評価が多く今持てる状況の中で最大限に努めています

今後は各項目に S 評価を各職員が自信を持って付けられるよう期待します

(S 評価とは:優れた取り組みが実施されている・他の一時保護所が参考できるような取り組みが行われている)

##### 2. 慢性的な定員超過による負担

一時保護所の役割から致し方ない定員超過状況が続いている中で子どもに負担や不安も見受けられます。限られた資源の中で最善を尽くしていますが、継続支援の工夫や体制維持できるよう期待します

#### <改善を期待する点・提案 設置自治体>

現在の配置と設備は定員が基本になっています

定員超過の常態化・長期化・混合処遇・特性を持った子どもの増加などの様々な状況のなか支援していますが職員の工夫の上に成り立っている施設です

緊急入所が夜間に行われる場合職員は1名で現入所者の対応を迫られます

一人ひとり安心して擁護するうえでも早急に的確な配置増や環境整備・備品の補充が行われることを願います

また職員の負担が増加している現状に在籍職員が安心して子どもたちに向き合い働き続けられるよう増員配置や処遇の改善が早急に必要と考えます

## 各項目の評価

### 第1部 子ども本位の養育・支援

| 評価項目 | 評価   | 判断基準 |    |    |    |    |    |  |
|------|--|------|----|----|----|----|----|--|
|      |  | 準1   | 準2 | 準3 | 準4 | 準5 | 準6 |  |
| 1    | 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか                | a    | ○  | ○  |    |    |    |  |
| 2    | 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか                         | a    | ○  | ○  |    |    |    |  |
| 3    | 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか              | a    | ○  | ○  |    |    |    |  |
| 4    | 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか                | a    | ○  |    |    |    |    |  |
| 5    | 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか              | a    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |  |
| 6    | 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか                 | a    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |  |
| 7    | 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか             | a    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |  |
| 8    | 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか        | a    | ○  | ○  | ○  |    |    |  |
| 9    | 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか      | a    | ○  | ○  | ○  |    |    |  |
| 10   | 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか                       | a    | ○  |    |    |    |    |  |
| 11   | 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか                   | b    | △  |    |    |    |    |  |
| 12   | 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか | a    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |  |
| 13   | 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか                 | a    | ○  | ○  |    |    |    |  |
| 14   | 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか      | a    | ○  | ○  |    |    |    |  |

#### <優れている点>

##### 1. 子どもの声を尊重する積極的な取組

###### (1) 子どもの意見を収集するシステム

子どもが自分の声を表明しやすく自分の意見が大切に真剣に受け止められていることを感じることができるよう、様々な手段を用いて、子どもたちの声を把握するためのシステムが活用されています

###### ① 第三者委員会

月に1回、弁護士や社会福祉士などの外部の大人と子どもたちが自由に意見交換できる場が設けられています

###### ② 意見箱

子どもたちは自分の都合の良いタイミングで意見を提出できるように、話しにくい場合でも利用しやすい環境が整えられています。毎週副所長が確認し、担当部長が個別にフィードバックを行います

###### ③ リクエスト給食の話合いや日記

子どもたちが日常的なコミュニケーションの中で意見を述べやすくなるような場が提供されています

## (2) ルールの見直しと「こども会議」の導入準備

来年度の児童福祉法の改訂に伴い、施設内のルールを見直す取り組みが行われています  
職員たちは、「社会で必要なルール」と「施設独自のルール」を分け、それぞれのルールについて意見を出し合っています  
さらに、来年度導入予定の「こども会議」では、子どもたちが自ら生活のルールを決めていけるよう、他のモデル施設を視察し、導入に向けた準備が進められています

## 2. 丁寧なコミュニケーションを大切にしている職員

どの職員からも「子どもに寄り添おう」とする気持ちを感じます  
子どもと過ごす中で子どもたちが何をしているときに喜びや楽しみを感じているのか、何が不安や不快なのかなど子どもたちの仕草や表情から感情を読み取り、それを話し合いや具体的な支援に活かしています

## 3. 自己決定の経験と尊重

子どもが自分自身のことを自ら決める力を身に付けるために、自由時間の過ごし方など子どもたちが日常生活の中で積極的に小さな選択や決断を行えるよう、職員はサポートをしています  
また職員は日々の様々な場面で子どもたちが自ら考え行動する機会をつくり、子どもの興味や関心に応じて自己表現を促しています

## 4. 身近なテーマを取り入れた心理士による教育プログラム

心理士がワークショップ形式で授業を行い、コミュニケーションや人との距離感など、子どもたちが不得手とするところを身に付けられるためのプログラムを実施しています  
題材は心理士が子どもとのコミュニケーションの中から選定するのはもとより各種会議や報告などから計画されタイムリーな支援が行われています

## 5. それぞれの工夫

看護師は大人が忙しくなるとメンタル面の不調を訴える子どもの様子を敏感に察知するため心身の観察を行いつつ子どもの話を丁寧に聞き職員と共有しています  
保育士は愛着形成を大切にし、幼児期に獲得させたい生活リズムを回復させ日常を大切に保育で成長と発達をサポートしています  
また就学を控えた子どもへは午睡の時間短縮・学齢時と共に過ごす時間を設けるなど退所後のスムーズな生活リズムの遷移に努めています

## &lt;改善や工夫を期待したい点&gt;

## 1. LGBT への対応

ある程度の予測は立てておられますが入所時にケースバイケースで対応する旨ではなく基本マニュアル等ベースになるものを策定し職員配置が少ない時でも対応できるよう準備されることを期待します

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました。

## 第2部 一時保護の環境及び体制整備

| 評価項目 | 評価                                       | 判断基準 |    |    |    |    |    |   |
|------|--|------|----|----|----|----|----|---|
|      |  | 準1   | 準2 | 準3 | 準4 | 準5 | 準6 |   |
| 15   | 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか                 | b    | △  | ○  | △  | △  |    |   |
| 16   | 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか                | a    | ○  | ○  | ○  |    |    |   |
| 17   | 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか                  | a    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ |
| 18   | 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか         | a    | ○  | ○  | ○  |    |    |   |
| 19   | 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか             | b    | △  |    |    |    |    |   |
| 20   | 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか      | a    | ○  | ○  | ○  |    |    |   |
| 21   | 情報管理が適切に行われているか                          | a    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |   |
| 22   | 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか         | a    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |   |
| 23   | 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか                 | a    | ○  | ○  |    |    |    |   |
| 24   | 児童福祉司との連携が適切に行われているか                     | a    | ○  | ○  |    |    |    |   |
| 25   | 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか               | a    | ○  | ○  | ○  |    |    |   |
| 26   | 医療機関との連携が適切に行われているか                      | a    | ○  | ○  |    |    |    |   |
| 27   | 警察署との連携が適切に行われているか                       | a    | ○  | ○  | ○  |    |    |   |
| 28   | 施設や里親等との連携が図られているか                       | a    | ○  |    |    |    |    |   |
| 29   | 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか | a    | ○  | ○  |    |    |    |   |

### <優れている点>

#### 1. より良いことを追求する姿勢

質の向上への高い意欲を感じる施設です

職員は埼玉県内の一時保護所のグループ会議に積極的に参加し、施設で活用できる方法を探り、実現させるために情報収集と検討を行っています

取り組みの一つとして、菓の一包化を実現し、子どもの健康管理と安全、職員の負担軽減に貢献しています

さらに他の施設にも参考にされています

所長の「求められていることは意識高く行っていく、変えていく」という方針のもと、処遇の改善が常に図られています

#### 2. 職員の成長を支援

職員は年度ごとに目標を設定し10月と3月に上席者と共に評価と見直しを行い自己の成長・向上に努めています

また上席者は日常的に職員の良い気づきや行動に注目し、評価・フィードバックを行い職員の成長を促し見守っています

シスター・ブラザー制度を活用し、OJTを実施し、職場全体での育成が図られています



## 3. 情報共有の工夫

定員超過が常態化する中でも、柔軟に対応できるよう工夫した共有が行われています  
各種記録は事実と推測、場面や状態、子どもの良かった点が明確にされ対応や支援に活用しやすく、1日2回の引継は短時間でも確実にできるようポイントを明確にしています  
支援の連続性を確実なものにし、子どもの擁護・安心に繋げています  
さらにチャットを活用しタイムリーな情報共有が行われています

## &lt;改善や工夫を期待したい点&gt;

## 1. 設置自治体へ環境・体制の改善の支援に期待します

実態に合わせた環境と体制を早急に図られることを望みます  
一時保護所だけで解決できることは限界にきていると考えます  
現状は定員での配置・環境設備での運営が行われています  
常に超過する施設は保護所の職員の工夫で成り立っています  
超過の人数だけでなく特質のある子の入所増など、安心・安全を確保するため、職員が管理に注力せざるを得ない状況が発生しています  
一方子どもは集団学習が個別学習になる状況も生じています  
アンケートから子どもが個別から集団へ移れたことに喜びを感じる声があがっています  
早急な対応をご検討ください

## 2. 学習室の改善

集団が望ましい子どもが個別の対応を余儀なくされています  
高学齢時と低学齢児双方にとってより良い環境となるよう遊戯室、ホール、相談所の空き部屋などの活用なども検討して子ども達の学習環境の工夫に期待します

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました。

### 第3部 一時保護の運営

|    | 評価項目                                      | 評価 | 判断基準 |    |    |    |    |    |
|----|---|----|------|----|----|----|----|----|
|    |   |    | 準1   | 準2 | 準3 | 準4 | 準5 | 準6 |
| 30 | 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか                 | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 31 | 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか           | a  | ○    | ○  | ○  | ○  |    |    |
| 32 | 緊急保護は、適切に行われているか                          | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 33 | 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか               | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 34 | レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか         | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 35 | 食事が適切に提供されているか                            | a  | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  |    |
| 36 | 子どもの衣服は適切に提供されているか                        | a  | ○    | ○  | ○  | ○  |    |    |
| 37 | 子どもの睡眠は適切に行われているか                         | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 38 | 子どもの健康管理が適切に行われているか                       | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 39 | 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか                    | a  | ○    |    |    |    |    |    |
| 40 | 未就学児に対しては適切な保育を行っているか                     | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 41 | 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか          | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 42 | 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか                | a  | ○    | ○  | ○  | ○  |    |    |
| 43 | 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか      | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 44 | 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか          | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 45 | 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか              | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 46 | 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか            | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 47 | 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか         | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 48 | 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか          | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 49 | 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 50 | 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか          | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 51 | 災害発生時の対応は明確になっているか                        | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 52 | 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか           | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 53 | 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか      | a  | ○    | ○  | ○  | ○  |    |    |
| 54 | 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか                | a  | ○    | ○  | ○  | ○  |    |    |

**<優れている点>**

## 1. 子どもの声を活かすレクリエーション

豊富なレクリエーションや外出・外食の機会を提供しています

月1回のお楽しみ会や定期的な図書館利用など、職員は子どもたちの声を聞きながら内容に工夫を凝らしています

また、他の施設の取り組みも参考にしながら、子どもたちが季節を感じられるよう、日本の伝統文化に触れられるよう、生活に潤いを感じられるよう新たなことや方法を検討しています

例えば、子どもたちが好きなファーストフード店への外食の機会はプライバシーの確保の面で実施が難しくなりましたが、テイクアウトに変更して楽しむなど、柔軟な対応を取っています

また、特に月1回のお楽しみ会は子どもたちから「楽しみ」との声がたくさん聞かれました

## 2. 食事を通じた子ども達の生活の充実を目指して

今年度、事業計画では目標の1つに「良質な給食の提供」を掲げ、給食会議や検食簿を通じて職員は率直な意見を上げています

月1回子どもの意見を反映させたリクエストメニューの提供、季節メニュー、おやつ作りなど工夫が凝らされ子どもが食事を楽しめるようになっています

## 3. 個別にも対応した学習支援

教員 OB、OG による授業が行われています

また、受験生へは個別指導を行い、北辰テスト(県内学力テスト)を受験できるようにするなど、個別の指導や支援にも力を入れています

学習内容は入所時にテストを実施し、子どもがわかるレベルから始められています

一定時間集中して学習に取り組むことができるよう、段階に応じた支援が提供されています

子どもたちの「挑戦してみようかな」「勉強してみようかな」という声に耳を傾け、要望に応じて英検などの検定試験にも挑戦できる環境を整え、退所後に役立てられるようにしたいという意向を持っています

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました。

#### 第4部 一時保護所における子どものへのケア・アセスメント

| 評価項目   | 評価 | 判断基準 |    |    |    |    |    |
|--|----|------|----|----|----|----|----|
|  |    | 準1   | 準2 | 準3 | 準4 | 準5 | 準6 |
| 55 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか       | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 56 保護開始にあたり、関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 57 援助指針に沿った個別ケアを行っているか                           | a  | ○    |    |    |    |    |    |
| 58 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか          | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 59 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか                 | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 60 観察会議が適切に実施されているか                              | a  | ○    | △  | ○  |    |    |    |

#### <優れている点>

1. チームで連携した方針の決定と見直しが行われています  
 担当者が子どもの行動の特徴を観察記録をまとめ、2週間に1度相談部門と観察会議を実施しています  
 観察記録は詳細な見立てやストレスが記載されており、個別的配慮を持った支援につながっています

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました

## 第5部 一時保護の開始及び解除手続き

|    | 評価項目                                | 評価 | 判断基準 |    |    |    |    |    |
|----|-------------------------------------|----|------|----|----|----|----|----|
|    |                                     |    | 準1   | 準2 | 準3 | 準4 | 準5 | 準6 |
| 61 | 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか           | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 62 | 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか     | a  | ○    | ○  | ○  |    |    |    |
| 63 | 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |
| 64 | 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか  | a  | ○    | ○  |    |    |    |    |

### <優れている点>

#### 1. 所持品への適切な対応の工夫

子どもの所持物については間違えないよう記録用紙に明記し、本人とともに確認がおこなわれ適切に管理・保管されています

日用品や着替えなど必要な物品の支給・貸与も同じ用紙に明記する事で確認をしやすくしています

また私物を持ち込むことを希望する場合は子どもに持ち込み時のリスクを説明し、子どもが選択できるようにしています

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました。

## ＜判断基準一覧＞

- 1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか
- 1-2 子どもの権利が侵害された時の解決方法を説明しているか
- 2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか
- 2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか
- 3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか
- 3-2 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか
- 4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか
- 5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか
- 5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか
- 5-3 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか
- 5-4 家庭復帰ができない場合、理由、その後の生活の見通し等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか
- 5-5 家庭復帰ができない場合、児童養護施設の見学や里親に会えるようにしているか
- 6-1 家庭復帰に対する子どもや保護者等の心理状態に配慮しつつ、子どもや保護者等の意見を聴取しながら、復帰時期、復帰後の生活等について検討しているか
- 6-2 子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか(幼保職員への SOS、児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習など)
- 6-3 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア、移行の必要性の説明等を行っているか
- 6-4 家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか
- 7-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか
- 7-2 外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか
- 7-3 外出、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか
- 7-4 外出、通信、面会、行動等の制限を行っている子どもがいる場合に、必要のない子どもまでもが制限されていないか
- 8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか
- 8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか
- 8-3 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか
- 9-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか
- 9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか
- 9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか
- 10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか
- 11-1 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか
- 12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか
- 12-2 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や療育を行っているか
- 12-3 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮した、通常以上に配慮したケアが行えているか
- 12-4 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか
- 13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか
- 14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか
- 14-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか
- 15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか
- 15-2 開放的環境における対応が可能となっているか(一時保護所内での開放的環境の確保・委託一時保護の活用等)
- 15-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか(適切な監査等を受けているか)
- 15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか
- 16-1 束縛感がなく、個別性が尊重される環境となっているか
- 16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか
- 16-3 あたたかい雰囲気であり、安心して生活できる体制が確保されているか
- 17-1 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか
- 17-2 家庭的な環境となるような工夫がされているか
- 17-3 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか
- 17-4 必要な修繕等が行われているか
- 17-5 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか
- 17-6 外部からの視線に対する配慮が行われているか
- 18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか

- 18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか
- 18-3 スーパーバイズができていますか
- 19-1 職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準以上であるか
- 20-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか
- 20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか
- 20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか
- 21-1 個人情報適切に取り扱われているか
- 21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか
- 21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか
- 21-4 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか
- 21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか
- 22-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか
- 22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか
- 22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか
- 22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか
- 23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか
- 23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か
- 24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか
- 24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか
- 25-1 適正な就業状況が確保されているか
- 25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか
- 25-3 福利厚生施設の充実に取り組んでいるか
- 26-1 必要な場面で、医療機関からの協力がえられているか
- 26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか
- 27-1 警察署との連携が日頃から行われているか
- 27-2 警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか
- 27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか
- 28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか
- 29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがある
- 29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できている
- 30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか
- 30-2 一時保護の目的(安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針となっているか
- 31-1 事業計画が策定されているか
- 31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか
- 31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか
- 31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか
- 32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか
- 32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか
- 33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか
- 33-2 日課構成は適切か
- 33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか
- 34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか
- 34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか
- 34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの安定化等に取り組んでいるか
- 35-1 1日3食の食事が提供されているか
- 35-2 食事は衛生が確保されているか
- 35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか
- 35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか
- 35-5 食事は、温かい雰囲気の中で提供されているか
- 36-1 衣服の清潔は保たれているか
- 36-2 衣習慣が身に付くように支援しているか
- 36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか
- 36-4 適切な衣服を貸与できる
- 37-1 就寝・起床時刻は適切か
- 37-2 睡眠環境は適切か
- 38-1 子どもの健康状態が把握されているか
- 38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか
- 39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか

- 40-1 保育所運営指針による保育を基本としているか
- 40-2 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか
- 41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか
- 41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか
- 41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか
- 42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか
- 42-2 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行っているか
- 42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか
- 42-4 PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか
- 43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか
- 43-3 他害等の逸脱行動には毅然と対応しているか
- 44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか
- 44-3 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか
- 45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか
- 45-2 重大事件の場合には、刺激の少ない部屋で安心させる対応を行っているか
- 45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか
- 46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか
- 46-2 葬儀等に参加させているか
- 46-3 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか
- 47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 47-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 48-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-3 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか
- 49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 49-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか
- 50-2 無断外出の未然防止に努めているか
- 51-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか
- 51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか
- 51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている
- 52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか
- 52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか
- 53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか
- 53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか
- 53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか
- 53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか
- 54-1 自己評価が定期的に行われているか
- 54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか
- 54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか
- 54-4 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか
- 55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか
- 55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか
- 56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか
- 56-2 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針(援助方針)が策定されているか
- 57-1 個別援助指針(援助方針)に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか
- 58-1 積極的に子どもと関わり、細かなやりとりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか
- 58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか
- 58-3 必要以上に長期間の保護が行われていないか
- 59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか
- 59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか
- 60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか
- 60-2 原則として、週1回は観察会議を実施しているか
- 60-3 観察会議の結果を、判定会議に提出しているか
- 61-1 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか
- 61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか
- 62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか



- 62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失しないよう配慮しているか
- 62-3 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡しているか
- 63-1 一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしているか
- 63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか(成育歴、強み・長所、継続的な取組等)
- 64-1 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか
- 64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか